

# 国民健康保険税の税率等を変更します

## 制度改正のお知らせ

平成30年度の制度改正により、国民健康保険制度の安定化を図るため、都道府県が財政運営の責任主体として市町村と共同で国民健康保険を運営することになりました。

この制度改正によって、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金（医療費水準や所得水準等によって決定）を納めることとなり、この納付金の額を基に算定された市町村標準保険税率（都道府県が算定）を参考として、保険税率等を決定することとなりました。

## 保険税率等の変更

### ●資産割の廃止と税率等の変更について

町は、これまで保険税の税額を基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分について、それぞれの所得割額・資産割額・均等割額・平等割額を合計して算出する4方式を採用していましたが、平成30年度から福島県が示した標準的な算定方式である3方式（所得割額・均等割額・平等割額）に変更し、併せて税率等の見直しを行いました。

区分	基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割額	8.0%	7.8%	3.15%	3.00%	3.15%	3.00%
資産割額	17.0%	廃止	6.70%	廃止	8.00%	廃止
均等割額	27,000円	25,000円	10,600円	9,500円	14,700円	11,600円
平等割額	23,500円	22,000円	9,400円	8,500円	8,400円	6,600円
賦課限度額	540,000円	580,000円	190,000円	変更なし	160,000円	変更なし

### ●国民健康保険税の軽減措置の拡大

前年中の所得が一定基準以下の世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。この軽減措置に係る5割軽減および2割軽減の軽減基準を拡大しました。

軽減割合	軽減基準（世帯主および国保加入者の合計所得金額）	
	変更前	変更後
7割軽減	33万円	変更なし
5割軽減	33万円 + (27万円×被保険者数)	33万円 + (27.5万円×被保険者数)
2割軽減	33万円 + (49万円×被保険者数)	33万円 + (50万円×被保険者数)

### 《国民健康保険税減免のお知らせ》

東日本大震災等による被災者に係る平成30年度国民健康保険税を減免します。

▷対象者 浪江町が行う国民健康保険の世帯主が平成23年3月11日時点で

①避難指示区域※に住所を有していた方（世帯に属する被保険者の平成29年中の基準所得額を合算した額が600万円以下の世帯に限ります。ただし、住民税未申告者がいる場合は、対象となりませんので、所得の申告をしてください。）

②帰還困難区域に住所を有していた方

※避難指示区域…福島第一原子力発電所事故により国が避難指示区域の指定を行った区域

転入により新たに世帯を形成する方で、原発事故に伴う被災を受けていない方は、免除対象となりません。

問 住民課課税係 TEL 0240(34)0224